

出生後休業支援給付金 ・育児時短就業給付金

鳥取労働局職業安定課雇用保険係

新しく創設された育児休業等給付金とは

出生後休業支援給付金

出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受ける者が、一定の要件を満たした場合に**上乘せして**支給される給付金。

支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業日数 **(28日が上限)**

育児時短就業給付金

2歳に満たない子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たした場合に支給される給付金。

支給金額 = 育児時短就業中の各月に支払われた賃金額 × 10% (逓減、上限あり)

出生後休業支援給付金の支給要件

①被保険者が**対象期間内**に、同一の子について
育児休業等給付金が支給される育児休業（もしくは出生時育児休業等給付金が支給される産後パパ育休）を通算して14日以上取得したこと

②
・被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出産日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業を取得したこと。

もしくは

・子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

※対象期間内とは？

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（父親や養子の場合）は子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出産日または出産予定日のうち遅い日から起算して**8**週間を経過する日の翌日」
- ・被保険者が産後休業をした場合（母親かつ養子でないの場合）は上記の8週→**16**週間になります。

出生後休業支援給付金の支給要件

配偶者の育児休業を要件としない場合とは？

1. 配偶者がいない場合
2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
4. 配偶者が無業者
5. 配偶者が自営業者やフリーランスなどで雇用される労働者でない
6. 配偶者が産後休業中
7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

※ 1 については配偶者が行方不明の場合も含む。行方不明として取り扱うことができるのは配偶者が3ヶ月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りです。

※ 7 について次ページに掲載している「配偶者が給付金の支給の対象となる育児休業をすることができないことの申告書」の「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由に当てはまる場合」

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、出生後休業支援給付金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により給付金の対象となる育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		昭和 平成 年 月 日生

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由	必要書類
☐	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日雇労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 (-)
☐	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者（※）であるため ※ 子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (7)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (4)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (7)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (5)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(7)～(5)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
☐	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険被保険者でないことの証明書 (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。)
☐	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・下の欄に、配偶者の被保険者番号を記入してください。必要書類はありません。)
☐	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	(- -)
☐	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの） ※子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、証明書は不要です。 (- -)
☐	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書及び育児休業申出書等 ※配偶者が賃金が支払われたことにより既に不支給決定を受けている場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、育児休業証明書及び添付書類は不要です。 (- -)

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

この3つの書式もこちらにあります

令和 年 月 日

氏 名

公共職業安定所長 殿

育児時短就業給付金の受給資格

①2歳未満の子を養育するために1週間の所定労働時間を短縮して就業する雇用保険の被保険者であること。

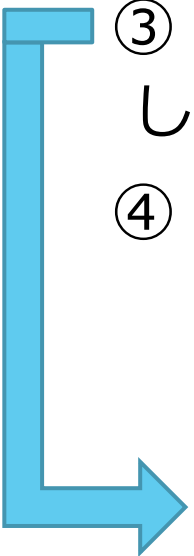
②育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと、または育児時短就業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上）ある完全月が12ヶ月あること。

※育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと
→育児休業終了日と育児短就業の開始日の間が14日以内まで該当

※育児時短就業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上）ある完全月が12ヶ月あること
→過去に基本手当の受給資格決定等を受けたことがある場合はそれ以降のものに限る

育児時短就業給付金の支給要件

- ① 初日から末日まで続けて、被保険者である月
- ② 1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ③ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ④ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月



例：9月4日～育休復帰&時短就業開始でも
その他の要件を満たせば支給対象になります

特別な労働時間制度の適用を受けている場合

■フレックスタイム制の適用を受けている場合

清算期間における総労働時間を短縮して就業するときは、育児時短就業と取り扱います。清算期間における総労働時間は変更せずに、フレキシブルタイムの一部又は全部の勤務を行わないことで、清算期間毎に欠勤控除を受けるときは、育児時短就業と取り扱いません。

■変形労働時間制の適用を受けている場合

対象期間の総労働時間を短縮して就業するときは、育児時短就業と取り扱います。対象期間の総労働時間を変更しないときの対象期間中の1週間の平均労働時間を下回る期間（いわゆる閑散期）は育児時短就業と取り扱いません。

■裁量労働制の適用を受けている場合

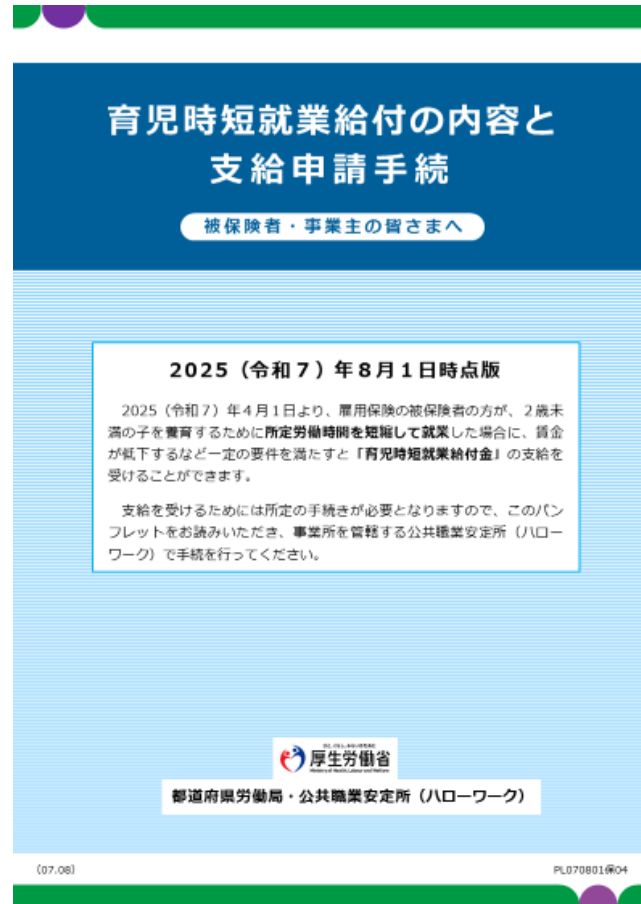
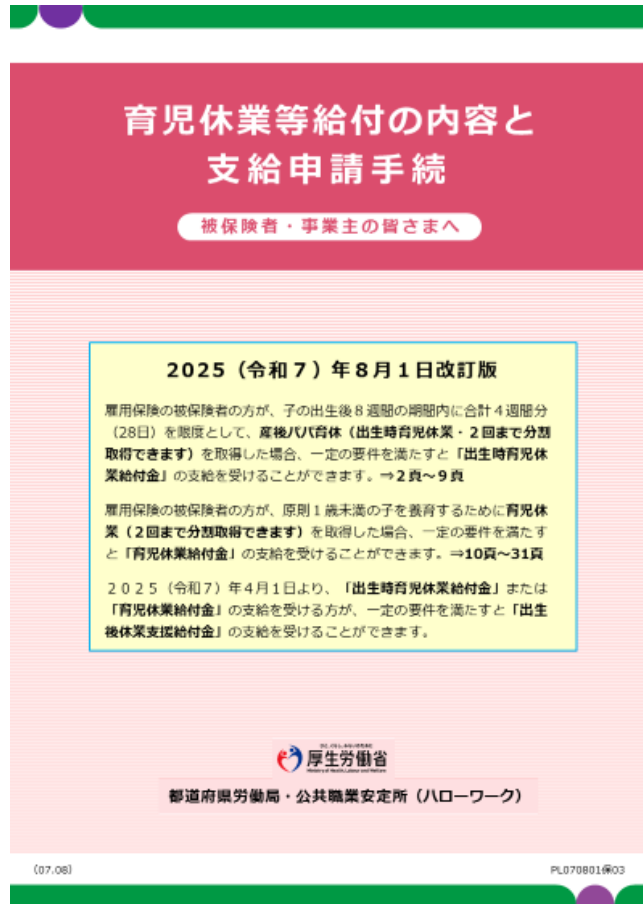
みなし労働時間を短縮して就業するときは、育児時短就業と取り扱います。

■いわゆる「シフト制」で就労する場合

実際の労働時間に基づいて1週間当たりの平均労働時間を算定し、短縮が確認できるときは、育児時短就業と取り扱います。

※ 「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態をいいます。

こちらの資料を活用ください



お近くのHWもしくは、厚生労働省HPまで！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html



お問い合わせ先のハローワーク

	所在地	管轄区域
ハローワーク鳥取	〒680-0845 鳥取市富安2丁目89 〔0857(23)2021〕	鳥取市、岩美郡、八頭郡
ハローワーク米子	〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階 〔0859(33)3911〕	米子市、境港市、西伯郡、 日野郡
(根雨出張所)	〒689-4503 日野郡日野町根雨349-1 〔0859(72)0065〕	【日野郡、西伯郡伯耆町のうち旧日野郡溝口町】
ハローワーク倉吉	〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15 〔0858(23)8609〕	倉吉市、東伯郡